

## 居宅介護支援事業所 実地指導結果

平成28年9月20日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
社会福祉法人 清流会	四万十町	居宅介護支援事業 所しまん	H28.6.29	<p>平成28年5月31日付けで介護支援専門員が退職し、同年6月1日以降、介護支援専門員が不在となっていたことが認められた。</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。 (高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第72号)第6条第1項)</p>	改善済	